

官報

号外 平成十九年十一月九日

○第百六十八回 衆議院会議録 第十一号

平成十九年十一月九日(金曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

会期延長の件

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
(参議院提出)

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

会期延長の件

○議長(河野洋平君) 会期延長の件につきお諮りいたします。

本国会の会期を十二月十五日まで三十五日間延長したいと存じ、これを發議いたします。

採決いたします。

会期を十二月十五日まで三十五日間延長することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、会期は三十五日間延長することに決まりました。

○御法川信英君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

参議院提出、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(河野洋平君) 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長鈴木恒夫君。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔鈴木恒夫君登壇〕

○鈴木恒夫君 たいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

本案は、被災者の居住の安定の確保による生活再建の支援等の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、目的規定に、「生活の再建を支援し、もつて住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」を新たに追加すること、

第二に、住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により、住宅の解体に至つた世帯を支援の対象として追加すること、

第三に、支援金の支給対象について、被災世帯の世帯主の年齢要件及び収入要件を廃止すること、

第四に、支援金の額について、現行では使途を限定した上で必要額を積み上げて支給しているものを改め、全壊世帯に百万円、大規模半壊世帯に五十万円を定額で支給し、さらに、居住する住宅を建設し、または購入する世帯については二百万円、補修する世帯については五十万円を定額で支給すること、

第五に、平成十九年能登半島地震による自然災害等四災害により被災した世帯の世帯主が公布日

以後に申請を行った場合における支援金の支給については、この法律による改正後の支援金の支給制度によることなどであります。

本案は、参議院提出によるもので、本日本委員会に付託され、提出者を代表して参議院議員加治屋義人君から提案理由の説明を聴取した後、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合から発言が行われ、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。最後に、災害対策特別委員長として一言申し上げます。

御承知のとおり、被災者生活再建支援法改正案は、本院には与党から提出され、参議院には民主党から提出されました。同じ法律について衆参にそれぞれ改正案が提出されたということは、まさにいわゆるねじれ国会の象徴ともいふべきものであり、衆参で改正案が一本化できるかどうかは、今後の国会運営を占う試金石でもありました。

委員会においては、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・そうぞう・無所属の各会派が、与野党の立場を超えて真摯な議論を展開されました。とりわけ、被災者の住宅本体の再建に支援金が使われるようにすることが、与野党の長年の悲願でありました。

このことを踏まえ、何よりも被災者の方々にも早く喜んでいただけるような迅速な生活再建に資する観点からここに成案を得ることができましたことは、極めて大きい意義を有するものであり、今後の国会運営の一つのモデルとして皆様に御報告できますことを、議会人として誇りに思う次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時九分散会

出席國務大臣

國務大臣 泉 信也君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

井脇ノブ子君

日森 文尋君

藤野真紀子君

重野 安正君

井脇ノブ子君

日森 文尋君

重野 安正君

井脇ノブ子君

日森 文尋君

重野 安正君

井脇ノブ子君

日森 文尋君

重野 安正君

井脇ノブ子君

日森 文尋君

重野 安正君

井脇ノブ子君

日森 文尋君

重野 安正君

補欠

藤野真紀子君

重野 安正君

井脇ノブ子君

日森 文尋君

井脇ノブ子君

日森 文尋君

補欠

盛山 正仁君

富岡 勉君

三原 朝彦君

高鳥 修一君

高鳥 修一君

高鳥 修一君

富田 茂之君 谷口 和史君
高鳥 修一君 関 芳弘君
関 芳弘君 三原 朝彦君
盛山 正仁君 富岡 勉君
谷口 和史君 富田 茂之君

(議案提出)

一、昨八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案受領)

一、昨八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(高橋千秋君外四名提出、参法第九号)

(議案付託)

一、昨八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(高橋千秋君外四名提出、参法第九号)(予)

(議案送付) 災害対策特別委員会 付託

一、昨八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、昨八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

労働契約法案(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

最低賃金法の一部を改正する法律案(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

(議案撤回申し出)

一、昨八日、議員から、次の議案を撤回する旨の申し出があった。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(秋生田光一君外四名提出)

(議案撤回通知書受領)

一、昨八日、参議院から、九月二十八日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(森ゆうこ君外六名提出)

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければならない世帯(ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。)

第三条中「のうち次の各号に掲げるものを削り、「自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額」を「当該世帯主の申請に基づき」に改め、同条各号を削り、同条に次の四項を加える。

2 被災世帯(被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯(第五項において「単数世帯」という。を除く。以下この条において同じ。))の世帯主に対する支援金の額は、百万円(大規模半壊世帯にあつては、五十万円)に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

二 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

三 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

四 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

五 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

六 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

七 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

八 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

九 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
三 その居住する住宅(公営住宅法(昭和二十六
年法律第九十三号)第二条第二号に規定す
る公営住宅を除く。)を賃借する世帯 五十万
円

3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一
の自然災害により同項各号のうち二以上に該当
するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の
額は、百万円(大規模半壊世帯にあっては、五
十万円)に当該各号に定める額のうち最も高い
ものを加えた額とする。

4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに
該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の
世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超え
ない範囲内で政令で定める額とする。

5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額につい
ては、前三項の規定を準用する。この場合にお
いて、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは
「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十
七万五千円」と、前項中「二百万円」とあるの
は「百五十万円」と、前項中「三百万円」とあるの
は「二百二十五万円」と読み替えるものとする。
第五条中「額の算定基準」を「申請期間、支給方
法」に改める。
第七条第一号中「第三条」を「第三条第一項」に改
める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(支援金の支給に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の被災者生活再建
支援法(次条において「新法」という。)第三条第
一項の規定は、この法律の公布の日(以下「公布
日」という。)以後に生じた自然災害により被災
世帯となつた世帯の世帯主に対する支援金の支
給について適用し、公布日前に生じた自然災害

により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する
支援金の支給については、なお従前の例によ
る。

第三条 前条の規定にかかわらず、平成十九年能
登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県
中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第
十一号及び前線による自然災害又は平成十九年
台風第十二号による自然災害により被災世帯と
なつた世帯の世帯主が公布日以後に申請を行つ
た場合における支援金の支給については、新法
第三条第一項の規定を適用する。この場合にお
いて、この法律による改正前の被災者生活再建
支援法第三条の規定により、当該世帯主に対
し、同一の自然災害について既に支援金が支給
されているときは、同項の規定に基づき支給さ
れる支援金の額は、新法第三条第二項から第五
項までの規定による支援金の額から、当該既に
支給された支援金の額を減じた額とする。
(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九
号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項第十一号中「第三条」を「第三条
第一項」に改める。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年
度約六億円の見込みである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法
律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、被災者の居住の安定の確保による生
活の再建の支援等の充実に資するため、所要の措
置を講じようとするもので、その主な内容は次
のとおりである。

1 目的の改正

被災者生活再建支援金(以下「支援金」とい
う。)の支給制度の充実に資することに伴い、法

律の目的を、「自然災害によりその生活基盤
に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が
相互扶助の観点から拠出した基金を活用して
被災者生活再建支援金を支給するための措置
を定めることにより、その生活の再建を支援
し、もつて住民の生活の安定と被災地の速や
かな復興に資すること」に改めるものとする
こと。

2 被災世帯の定義の改正

被災世帯とは、政令で定める自然災害によ
り被害を受けた世帯であつて(一)から(四)まで
に掲げるものをいうものとする。

(一) 当該自然災害によりその居住する住宅が
全壊した世帯

(二) 当該自然災害によりその居住する住宅が
半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被
害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防
止するため必要があること、当該住宅に居
住するために必要な補修費等が著しく高額
となることその他これらに準ずるやむを得
ない事由により、当該住宅を解体し、又は
解体されるに至つた世帯

(三) 当該自然災害により火砕流等による被害
が発生する危険な状況が継続することその
他の事由により、その居住する住宅が居住
不能のものとなり、かつ、その状態が長期
にわたり継続することが見込まれる世帯

(四) 当該自然災害によりその居住する住宅が
半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつ
て構造耐力上主要な部分として政令で定め
るものの補修を含む大規模な補修を行わな
ければ当該住宅に居住することが困難であ
ると認められる世帯(二)及び(三)に掲げる世
帯を除く。3において「大規模半壊世帯」と
いう。

3 支援金の支給要件及び支給内容の見直し

(一) 都道府県は、当該都道府県の区域内にお
いて被災世帯となつた世帯の世帯主に対

し、当該世帯主の申請に基づき、支援金の
支給を行うものとする。

(二) 被災世帯(被災世帯であつて自然災害の
発生時においてその属する者の数が一であ
る世帯(五)において「単数世帯」という。)を
除く。以下3において同じ。の世帯主に対
する支援金の額は、百万円(大規模半壊世
帯にあっては、五十万円)に、当該被災世
帯が(1)から(3)までの一に掲げる世帯である
ときは、それぞれ、(1)から(3)までに定める
額を加えた額とするものとする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入
する世帯 二百万円

(2) その居住する住宅を補修する世帯 百
万円

(3) その居住する住宅(公営住宅法第二条
第二号に規定する公営住宅を除く。)を賃
借する世帯 五十万円

(四) (二)にかかわらず、被災世帯が、同一の自
然災害により(1)から(3)までのうち二以
上に該当するときの当該世帯の世帯主に対
する支援金の額は、百万円(大規模半壊世
帯にあっては、五十万円)に(1)から(3)
までに定める額のうち最も高いものを加え
た額とするものとする。

(五) (四)及び(三)にかかわらず、2の(三)に該当す
る被災世帯であつて政令で定める世帯の世
帯主に対する支援金の額は、三百万円を超
えない範囲内で政令で定める額とするもの
とする。

(六) 単数世帯の世帯主に対する支援金の額に
ついては、(二)から(四)までによる額の四分の
三とする。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一月
を超えない範囲内において政令で定める日
から施行するものとする。

(一) この法律による改正後の支援金の支給制度は、この法律の公布の日(以下「公布日」という。)以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害に係る支援金の支給については、なお従前の例によるものとする。

(二) にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、この法律による改正後の支援金の支給制度によるものとする。

(三) その他所要の規定の整備を行うものとする。

二 議案の可決理由
 本案は、被災者の居住の安定の確保による生活の再建の支援等の充実に図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費としては、平年度約六億円の見込みである。

右報告する。
 平成十九年十一月九日
 災害対策特別委員長 鈴木 恒夫
 衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)
 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
 自然災害による被災者とその被害から回復するためには、日常生活の再建とともに、その生活の基盤たる「住まい」の再建を欠かすことはできない。また被災地における住宅再建は、単に個人レ

ベルにおける再建だけではなく、地域社会の迅速な復興のためにも極めて重要である。かかる見地から、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 支援金の支給限度額については、被災者の住宅再建に対する意欲に十分応え得るよう、今後の実績等を踏まえ、引き続き検討すること。

二 支援金支給等の前提となる住宅の被害認定については、浸水被害及び地震被害の特性にかんがみ、被害の実態に即して適切な運用が確保されるよう検討を加えること。

三 支援金の申請及び支給状況等を勘案し、本法施行後四年を目途として、対象及び負担のあり方を含め、制度の見直しなどの総合的な検討を加えること。

四 被災世帯の認定にあたり、各地域において、格差の生じないように、関係機関において必要な方法を講ずること。

右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 東京一〇五ノ八四四五
 二番四号 港区虎ノ門二丁目
 独立行政法人国立印刷局

電話 03 (3587) 4294

定価 本号一部 一五円
 (本体) 一〇円